

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の 一部改正について

I 改正の目的

投資信託の基準価額の算出頻度については、原則として、日々計算することとしているが、未上場株式など低流動性資産の組入れにより、時価取得が日次では困難な場合が想定されることや、金融庁が進める「金融・資産運用特区」の創設に関し、令和6年2月、東京都から「資産運用業者の事務負担軽減のため、基準価額について、投資信託協会への毎日の報告義務を見直す」こと、福岡県・福岡市から「投資信託協会の自主規制に基づくNAV（投信の純資産額）の計算頻度を、毎日から月1回程度に緩和することで資産運用会社の参入障壁を下げる」ことが提案されていることも踏まえ、基準価額を日々計算しないことを可能とするとともに、本会への基準価額の連絡についても、基準価額の公表日のみとすることを可能とするため、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」及び「投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容

(1) 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

投資信託財産へ組み入れている資産の状況に照らし、投資信託約款により追加設定日または一部解約日を、特定日に限定している投資信託受益証券の基準価額の算定については、計算期間の末日及び当該特定日のみの計算とするなど、日々計算しないこととすることができることとする。

(第51条第2項)

(2) 「投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則」の一部改正

本会への基準価額の連絡対象に、投資信託受益証券を代用有価証券として使用する場合以外の公募投資信託受益証券を加える。

また「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」第51条第2項ただし書きにより計算を行う投資信託受益証券については、本会への連絡を基準価額の公表日に限定することができることとする。

(第1条、第3条)

III 実施の時期

令和6年6月11日から実施する。

以上